

水戸市キャッシュレス決済業務仕様書

標記業務の内容等については、次のとおりとする。

1 業務の期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

ただし、契約期間満了の日の90日前までに、水戸市又はキャッシュレス決済業務を実施する事業者（以下「決済事業者」という。）のいずれからも解約の意思表示がないときは、従前と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 取扱部署

本業務によりキャッシュレス決済を行う部署は、次のとおりとする。

部署名	住所
市民課	水戸市中央1丁目4番1号 (水戸市役所本庁舎1階)
休日夜間緊急診療所	水戸市笠原町993番地の13

3 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 端末機	キャッシュレス決済を処理するための機器
(2) 交付手数料	市民課において、各種証明書等の交付に伴い、申請者等から徴収する料金
(3) 診療費	休日夜間緊急診療所において、診療に要した費用のうち受診者が支払う負担金
(4) 利用者	上記2に規定する取扱部署において、キャッシュレス決済により交付手数料又は診療費を支払う者
(5) キャッシュレス決済	クレジットカード決済、電子マネー決済、コード決済及びデビットカード決済
(6) クレジットカード決済	クレジットカードを用いた決済サービス
(7) 電子マネー	決済事業者又は決済事業者が提携する会社（以下「決済事業者等」という。）が発行する金銭的価値を証したもので、カードや携帯電話等に内蔵されたＩＣチップ等に記録されたもの

(8) 電子マネー決済	電子マネーを用いた決済サービス
(9) QRコード®	JIS (JIS - X - 0510) 及び ISO (ISO/IEC18004) で規格登録された二次元コード。なお、QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標である（登録番号第 4075066 号）
(10) コード決済	決済事業者等が提供する QRコード®及び一次元コードを利用した決済サービス
(11) オーソリゼーション申請	水戸市が決済事業者等に対して行うクレジットカード決済及びコード決済のために発行された決済コードの有効性を確認するための信用照会

4 市民課における各種証明書等交付に係る手続の流れ

(1) クレジットカード決済及びコード決済に係るもの

水戸市は、利用者からクレジットカード決済又はコード決済による交付手数料の支払いを求められた場合、端末機を操作し、クレジットカード又はコードを端末機に読み取らせることによりオーソリゼーション申請を行い、決済事業者又はその提携先からオーソリゼーション申請の承認があった場合は売上処理を完了し、交付手数料の納入があったものとして、当該利用者に証明書を交付する。

(2) 電子マネー決済に係るもの

水戸市は、利用者から電子マネー決済による交付手数料の支払いを求められた場合、端末機を操作し、利用者をして電子マネーの情報が記録された ICチップ等の情報を端末機に読み取らせる。電子マネー決済が正常に行われた旨の表示が端末機に表示された場合は、交付手数料の納入があったものとして、当該利用者に証明書を交付する。

5 休日夜間緊急診療所における診療費の支払いに係る手続の流れ

(1) クレジットカード決済及びコード決済に係るもの

水戸市は、利用者からクレジットカード決済又はコード決済による診療費の支払いを求められた場合、端末機を操作し、クレジットカード又はコードを端末機に読み取らせることによりオーソリゼーション申請を行い、決済事業者又はその提携先からオーソリゼーション申請の承認があった場合は売上処理を完了し、診療費の支払いがあったものとする。

(2) 電子マネー決済に係るもの

水戸市は、利用者から電子マネー決済による診療費の支払いを求められた場合、端末機を操作し、利用者をして電子マネーの情報が記録されたＩＣチップ等の情報を端末機に読み取らせる。電子マネー決済が正常に行われた旨の表示が端末機に表示された場合は、当該利用者から診療費の支払いがあったものとする。

6 交付手数料及び診療費の立替払い（納付委託）

- (1) 決済事業者は、水戸市がキャッシュレス決済を承認した交付手数料及び診療費について、協定書で定める集計期間ごとに集計を行い、事前に明細を発行した上で、協定書に定める期日までに指定の口座に、利用者に代わり立替払いする。
- (2) 上記(1)に定める交付手数料及び診療費の集計、明細の発行及び指定の口座への立替払いは、上記２の取扱部署別に行うものとする。
- (3) 上記(1)に定める集計期間は、１月以内とする。また、地方自治法で規定する会計年度をまたぐことができない。
- (4) 上記(1)に定める立替払いは、集計期間が終了した日から１月以内に行うものとする。
- (5) 上記(1)に定める立替払いは、利用者が水戸市に対して有する債務を、決済事業者が立て替えて支払いをするものであり、水戸市が利用者に対して有する債権を決済事業者が買い取るものではない。
- (6) 水戸市は、決済事業者を地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する「指定納付受託者」に指定する。この場合において、協定書で定める立替払い（納付委託）の期限は、同法第 231 条の 2 の 5 第 1 項に規定する「指定する日」となる。

7 キャッシュレス決済手数料

決済事業者は、上記２の取扱部署別に協定書で定める集計期間ごとに、立替払いした交付手数料及び診療費の集計を行い、当該交付手数料及び診療費に協定書で定める決済手数料率を乗じて得た金額をキャッシュレス決済手数料とする。

8 キャッシュレス決済手数料の支払並びに交付手数料及び診療費の入金

キャッシュレス決済手数料の支払並びに交付手数料及び診療費の入金は、地方自治法施行令第 164 条第 4 項に規定する繰替払の方式で行うものとする。

なお、キャッシュレス決済手数料の支払並びに交付手数料及び診療費の入金は、上記２の取扱部署別に行うものとする。

9 利用可能な決済方法及び対応ブランド

以下の (1), (2), (3) の決済方法及び各ブランドについては必ず対応するものとし, その他の決済方法及びブランドについては提案によるものとする。

(1) クレジットカード

VISA, Mastercard, JCB

(2) 電子マネー

交通系電子マネー (Suica 等), 楽天 Edy, nanaco, Waon, QUICPay+

(3) コード決済

PayPay, 楽天ペイ, d 払い

10 端末機の仕様

(1) 市民課における端末機の仕様

ア 市民課に設置してある既存 POS レジとの連動により, 歳入登録が 2 度入力する必要なく接続が可能であること (既存 POS レジ: 東芝テック製 QT-200 2 台)。

イ POS ターミナル接続及び連動が可能であること。

ウ 電子マネーの種類の追加や決済方法の拡張にも対応可能であること。

エ 設置する台数は, 2 台とする。

オ 設置台数に応じて, 使用可能なキャッシュレス決済方法及びブランドが明示された標識を用意すること。

(2) 休日夜間緊急診療所における端末機の仕様

ア 診療費の支払い時にキャッシュレス決済で支払った金額の明細が 2 枚出力される端末機であること。

イ 診療終了時にキャッシュレス決済で診療費を支払った金額の集計が可能な端末機であること。

ウ 有線, 無線いずれにおいても使用が可能であること。

エ 電子マネーの種類の追加や決済方法の拡張にも対応可能であること。

オ 設置する台数は, 1 台とする。

カ 設置台数に応じて, 使用可能なキャッシュレス決済方法及びブランドが明示された標識を用意すること。

11 費用負担

(1) 端末機等の設置費用及び維持補修費は, 水戸市の負担とする。

同費用については, 設置後に一括して水戸市が決済事業者に支払うものとする。

- (2) 通信回線敷設費用及び決済に係る通信料金は、水戸市の負担とする。
- (3) キャッシュレス決済取扱部署で掲示するキャッシュレス決済が可能である旨の標識は、決済事業者の負担で用意する。
- (4) 上記(1)及び(2)で水戸市の負担としている費用について、決済事業者の提案により、決済事業者の負担とすることは妨げない。

12 準備業務

決済事業者は、水戸市に対し、端末機を貸与し、キャッシュレス決済が確実に行われるように設定を行うものとする。

13 その他

電子マネーの種類や決済方法の追加のほか、取扱部署の拡大に伴う仕様の変更に当たっては、その都度、水戸市と決済事業者とで協議し、対応するものとする。